

平成27年 4 月 7 日

入札参加者 各位

曾於市長 五位塚 剛

現場代理人の兼任に関する運用の試行期間の延伸について

標記のことについて、平成27年4月から運用しているところですが、引き続き公共工事の円滑な執行を図るため、下記のとおり試行期間を延伸することとしましたので、お知らせします。

1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(6)までのすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

- (1) それぞれの工事の当初請負代金額が2,500万円未満であること
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
- (3) 兼任できる工事は2件
- (4) 兼任する工事は、工事現場の相互の間隔が概ね10km以内の範囲
- (5) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
- (6) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること

2 手続

現場代理人の兼任を行う場合には、現場代理人の兼任（変更）申請書を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任（変更）通知書により、発注者に通知すること。なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

4 適用期間

この取扱いは、平成28年3月31日までの契約工事に適用する。